

名 監 第 91 号
平成 24 年 12 月 20 日

請 求 人 様

名張市監査委員 黒 岩 良 信
吉 住 美 智 子

名張市長 亀井 利克氏に関する措置請求の監査結果について（通知）

平成 24 年 10 月 26 日付けで提出されました地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号。以下「法」という。）第 242 条第 1 項の規定に基づく住民監査請求（以下「本件請求」という。）について、同条第 4 項の規定により監査した結果を次のとおり通知いたします。

記

第 1 本件請求の要旨

措置請求書に記載されている事項、請求書添付の事実証明書、請求人の陳述内容などを総合的に判断し、請求の要旨を次のように捉えた。

1 請求の要旨

- (1) 名張市長は、平成 24 年 8 月 1 日、株式会社晃商との間に、癒しの里「名張の湯」利用料金の負担に関する契約（以下「本契約」という。）を締結したが、法第 234 条第 2 項の規定により随意契約によることができる場合に該当する契約ではなく、違法な契約である。本契約に基づいて行った支出により、名張市は利用料金相当額の損害を被っている。また、本契約に基づき、さらに金員を支弁して損害を被るおそれがある。
- (2) 名張市長は、本契約に基づいて、平成 24 年 8 月 1 日から「癒しの里 名張の湯」入浴優待券（以下「本件優待券」という。）の配布を開始し、同月 27 日までの 27 日間に 3,478 枚の配布を行った。本件優待券の利用により、最大で合計 243 万 4,600 円の支出となり得る債務を負った。しかし、これに対する名張市の適切な予算措置がなされておらず、予算に基づかない違法な行為であることから無効である。よって、名張市は、無効な債務を負うことにより、既に支出した利用料金相当額の損害を被っている。また、配布した本件優待券の未利用分が今後利用されることにより、さらなる支出をして、その相当額の損害を被るおそれがある。
- (3) 名張市長は、「名張市民等の健康増進」を目的として本契約を締結し、公金

による負担を合意しているにもかかわらず、名張市内の一般市民に対して、本件優待券の存在を知らせるための措置を何ら講じなかった。そして、平成24年8月27日までの27日間で配布した本件優待券3,478枚のうち少なくとも9割以上を市内外の特定の団体等に交付し、名張市内の一般市民に配布しなかった。このことは、名張市民の健康増進を唯一の目的とする本契約の趣旨に大きく反する配布行為であることはもとより、その配布先の選択の恣意性、不平等性、不公正性、不透明性が顕著であり、地方財政の基本原則、公序良俗、条理に照らして違法若しくは不当である。さらに、配布行為自体が違法若しくは不当であることに加え、配布行為に基づく債務の発生により、市に相応の損害を与えており、違法である。

以上の違法、不当な行為を是正し、以下を含み、名張市が被った損害を回復するために必要な措置を講じるよう、名張市長に対し、勧告することを措置請求する。

本契約に基づく本件優待券の配布を停止するよう勧告すること

本契約に基づいて既に配布した本件優待券を回収するために必要な措置を講じるよう勧告すること

本契約に基づいて支出した公金を名張市に賠償するよう勧告すること

以上が請求の要旨である。

第2 本件請求に係る経過

1 請求の受理

本件請求は、平成24年10月26日付けで提出され、法第242条第1項の規定に基づく形式的な要件を具備しているものとして同日付け收受、同月30日付け受理した。

2 監査の実施

(1) 監査対象事項

本件請求の監査に当たり、監査の対象事項を次のとおりとした。

ア 本契約と名張市健康増進施設利用促進事業実施要領（以下「実施要領」という。）との関係

イ 本契約を随意契約の方法により行ったことの違法性について

ウ 本件優待券の配布に当たって行った予算措置の違法性について

エ 本件優待券の配布対象者の決定方法の違法性及び不当性について

(2) 請求人に対する証拠の提出及び陳述の機会の付与

請求人に対し、法第242条第6項の規定に基づき、平成24年11月7日を

指定し、新たな証拠の提出及び陳述の機会を与えた。この際、請求人は、口頭により補足説明を行った。なお、陳述における質問に対し、その回答を翌8日、書面で提出した。

(3) 監査対象部局

法第242条第7項の規定に基づき、平成24年11月8日、企画財政部長、健康福祉部長、総務部長、企画財政部総合企画政策室長、健康福祉部健康支援室長、総務部総務室長の出席を求め、事情聴取を行うとともに、関係書類の提出を求めた。さらに、請求人が指摘した項目の一部について、同月13日に市議会議長（当時）に事情聴取を行った。

第3 事実関係

事情聴取及び関係書類の調査の結果、以下の事実が認められる。

1 事実関係

(1) 名張市は、生活習慣病の重症化予防対策を目的とする生活習慣病予防重点プロジェクト事業を具体化するに当たり、その一環として、平成24年4月、対象者134名（268枚）に対し、同年8月開業予定の「癒しの里 名張の湯」の本件優待券を配布することとし、本件優待券の利用分について、その実績に応じた料金を市が負担することを立案した。平成24年度当初予算（平成24年3月26日可決）に本事業実施のための予算を計上していなかったため、平成24年度6月補正予算（同年6月26日可決）に所要額50万円を「衛生費（款）/保健衛生費（項）/成人保健事業費（目）/負担金補助及び交付金（補助金及び交付金）（節）」（以下「衛生費の補助金」という。）において計上し、同年6月26日、市議会においてこの50万円を含む補正予算が可決された。

(2) その後、この事業につき、温浴施設「癒しの里 名張の湯」事業者との具体的な協議と併行して、生活習慣病の重症化予防対象者のみならず、本件優待券の配布対象者の範囲を拡大することを企図した。あわせて、この配布を同年8月初旬に予定されていた当該温浴施設及び「とれたて名張交流館」の営業開始に合わせることにし、予算については、既決予算から流用することとした。

具体的には、既決予算の「総務費（款）/総務管理費（項）/政策調整費（目）/委託料【公共施設整備調査等委託料】（節）」300万円のうち100万円を同じ政策調整費（目）の報償費（節）に流用した。また、平成24年度6月補正予算で計上した衛生費の補助金について、当初、本件優待券の配布先として、福祉事業の対象者や高齢者を補助の対象者と想定していたが、本件優待券の

利用により市民が受益することになるため負担金補助及び交付金の節で支出することは不適切と判断し、報償費での支出に変更した。支出に当たっては、衛生費において報償費に計上していた臨時雇用の保健師にかかる支出予定額について、国民健康保険特別会計で支出することとなり、残額が生じる見込みとなったため、その既決の報償費からまず支出し、不足が生じた場合には負担金補助及び交付金から流用することとした。

これら所要額の算定は、配布見込み総枚数を 6,980 枚とし、他の自治体等の事例をもとに、その約 30%を利用率と想定したことによるものである。

(3) 以上のような方針に基づき、実施要領を同年 7 月 31 日付けで定め、この実施要領の規定に基づき、同年 8 月 1 日、当該温浴施設事業者との間で随意契約の方法により本契約を締結した。

(4) 本契約の締結後、実施要領に基づき、「とれたて名張交流館」及び「癒しの里 名張の湯」の業務開始と時期を同じくして、本件優待券の配布を開始した。

なお、平成 24 年 10 月 31 日現在の本件優待券の総配布枚数は 4,380 枚で、そのうち、利用実績は 712 枚（大人 698 枚、小人 14 枚）である。その結果、上記契約に基づく、名張市が負担する金額は、同日現在で 49 万 3,500 円（負担料金 700 円【大人】×698 枚、負担料金 350 円【小人】×14 枚）となり、うち、当該温浴施設事業者への支払済額は 33 万 3,550 円となっている。

(5) 市議会への説明は、実施要領の決定及び本契約の締結に先立つ同年 7 月 27 日、市長が市議会議長室に出向き、議長（当時）に直接事業の説明をした。その際、議長からは、議決案件ではなく、市長の裁量権の範囲内であるので、市長において事業推進を図ることに異論がなく、むしろ積極的な取り組みを期待する旨の発言があった。その後、同年 8 月 28 日開催の市議会運営委員会において、報告事項として議長から市議会運営委員会の委員に対して事業の概要及び本件優待券の配布につき周知した。

第 4 監査委員の判断

1 監査の結果

本件請求を棄却する。

2 判断の理由

(1) 本契約と実施要領との関係

本件請求を判断するに当たり、本契約と実施要領との関係をまず検討する。「第 3 事実関係」で述べたとおり、本契約の締結は平成 24 年 8 月 1 日である。また、実施要領はこれに先立つ同年 7 月 31 日に定められている。

一般的に、事業開始に当たっては、まず事業実施の意思決定、すなわち施行伺いを起案し、所定の決裁権者の決裁を経た後、次に実施に向けての具体

的な方法について起案し、決裁後、決定していくのが手順である。

本件においてもこの手順に従ってまず実施要領が定められ、次いで本契約が締結されていることが関係職員の聴き取り及び関係資料から確認できる。

ア この前提に立って、本件の事業の目的について検討する。

実施要領には、「市有地の有効活用を目的に本市が誘致を行った温浴施設『癒しの里 名張の湯(株式会社晃商)』の入浴優待券の配布を行い、当該施設の利用促進を図ることにより、市有地の有効活用の安定継続と市民の健康増進、地域福祉の推進、本市の観光及び産業振興、地場製品の販売促進に寄与する。」と定められている。ここでいう本事業の目的は、「入浴優待券の配布を行い、当該施設の利用促進を図る」という手段を用いることにより、「市有地の有効活用の安定継続と市民の健康増進、地域福祉の推進、本市の観光及び産業振興、地場製品の販売促進に寄与する。」ことにあるといえる。すなわち、本事業の目的は当該温浴施設事業者に対しての助成を目的としているものではなく、「当該施設の利用促進」は、この目的を達成するための手段を述べているに過ぎないと解するべきである。

イ 次に、本件優待券の配布対象について検討する。

本契約書の冒頭には、「名張市(以下「甲」という。)と株式会社晃商(以下「乙」という。)は、名張市民等の健康増進に資するため、乙が運営するスーパー銭湯 名張の湯の利用に関し、次のとおり契約を締結する。」としている。一方、実施要領では、対象事業等で、「入浴優待券は、次の目的に資するために活用するものとする。(1)市民の健康増進と本市のスポーツ振興 (2)地域福祉の推進 (3)本市の観光及び産業振興 (4)その他市長が必要と認めるもの」としている。

本契約の締結にあつては、先にも記したとおり、事業の立案に当たり、基本事項等を実施要領で定め、それを受けてなされたものである。したがって、本契約は、実施要領に定める事業を実現するための手段、手法として位置づけられるものである。このことからすれば、本契約の冒頭で「名張市民等の健康増進に資するため」との記載のみであるからといって、事業そのものの目的等が本契約の記載の内容に限定されとはいえず、本事業の基本的な事項はあくまでも実施要領に定める目的、対象事業等によるものと解するべきである。

(2) 本契約を随意契約の方法により行ったことの違法性について

本契約の締結について、請求人の主張は、「1 請求の要旨(1)」のとおりである。

この点について市は、平成24年8月1日、株式会社晃商との間で随意契約

の方法により締結したもので、法令上の根拠として、法第 234 条第 2 項、法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号及び名張市随意契約に関する指針(平成 18 年 11 月 1 日制定)の規定によるものであると説明している。

また、当該温浴施設の利用促進を図ることにより、同施設と併設する「とれたて名張交流館」の集客向上を図り、市有地の有効活用の安定継続と市民の健康増進、地域福祉の推進、本市の観光及び産業振興、地場製品の販売促進に寄与することを本事業の目的としていることから、契約の相手方は当該温浴施設事業者に限定されとも説明している。

これらのことを踏まえ、本契約を随意契約の方法により行ったことの違法性の有無について検討する。

「とれたて名張交流館」は、平成 24 年 2 月 17 日、市議会全員協議会においてその構想の概要が示された。「とれたて名張交流館」は、名張商工会議所、伊賀南部農業協同組合、名張市社会福祉協議会、名張市観光協会、名張市物産振興会、名張市の 6 者により組織する(仮称;当時)とれたて名張交流館運営協議会により運営すること、設立の目的は、「新鮮な農産物などの地場産品を販売するとともに名張の物産及び地域福祉に関する各種イベントの場となる『とれたて名張交流館』を市民の健康増進、レクリエーションの場となる当該温浴施設に併設して整備することにより、農業、商業、教育、社会福祉の連携を強化し、来館者等との交流を通じて、農業振興と地域経済の活性化並びに地域福祉の増進を図ること」とし、開業予定は同年 8 月とすることなどが示され、当該温浴施設に併設し、市において施設を整備するとした。その後、市において施設整備を行い、同年 8 月開業したものである。

また、同年 10 月、まちの駅連絡協議会により、「とれたて名張交流館」と「癒しの里 名張の湯」の 2 施設をあわせ、「まちの駅」として市内で初の認定を受けている。

一方、実施要領において、本事業の目的は、上述(1)アのとおり、「市有地の有効活用を目的に本市が誘致を行った温浴施設『癒しの里 名張の湯(株式会社晃商)』の入浴優待券の配布を行い、当該施設の利用促進を図ることにより、市有地の有効活用の安定継続と市民の健康増進、地域福祉の推進、本市の観光及び産業振興、地場製品の販売促進に寄与する。」こととしている。

これらのことから、実施要領に定める事業を実施するためには、当該温浴施設事業者である株式会社晃商以外の事業者が契約の相手方となり得る余地はなく、唯一の相手方である同社と随意契約の方法により契約を締結したことは、法第 234 条第 2 項、法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号及び名張市随意契約に関する指針に照らして、競争入札に適しているものとはいえず、違法性があるとは認められない。

よって、「1 請求の要旨(1)」については、請求に理由がない。

(3) 本件優待券の配布に当たって行った予算措置の違法性について

本件優待券の配布に当たって行った予算措置の適否について検討する。

ア 予算措置の額の適否

請求人は、本契約に基づく本件優待券の配布及び利用により、市はその枚数に対応する債務を負ったが、その予算措置がなされていないと主張する。すなわち、平成24年8月1日から同月27日までの27日間に3,478枚を配布したことにより、最大で243万4,600円の支出となるのに対し、市が措置した予算は合計150万円であり、必要な予算が計上されていないとの主張である。

市は、一般的に、市民に対して何らかの募集行為等の反対行為として市民の応答を待つような事業の場合、その事業に関する予算については、その応答度合いを勘案して計上することが通例であり、その上で、その応答率をどの程度とするかについては、その事業ごとに決定しており、本件についても実施要領に基づく本件優待券の配布に関して、他の自治体の事例や本市のがん検診の受診率等を参考に、配布見込み総枚数の約30%を利用率と想定したとしている。

このことを踏まえ、予算措置の額の適否について検討する。

請求人は、本件優待券の配布及び利用により、市はその枚数に対応する債務を負ったと主張しているが、本契約によれば、その第1条で、「甲(名張市)は、甲乙(株式会社晃商)間で別途定める利用券を持参する者が本施設(乙が運営するスーパー銭湯 名張の湯)を利用した場合、その利用料金の負担を行うものとする。」とされている。すなわち、債務の発生は本件優待券の配布の時点ではなく、本件優待券が利用されたときに初めて市に債務が発生すると解される。また、本件優待券の利用率の想定について、その妥当性について確立した方法があるとはいえないまでも、他の自治体の事例等を参考とし、配布見込み総枚数6,980枚の約30%の利用として予算を150万円と算定していることは、過大見積りを避けた合理的な算定ともいえず、市の利用率の想定に矛盾があるとは認められず、これを市の設定数値とすることに妥当性がないとまではいえない。したがって、この設定数値に基づく予算総額150万円の設定について違法とはいえない。

イ 予算計上に当たっての予算の費目の適否

予算の調製権は、市長の権限に属しているため、どのような予算を調製するかは、市長の裁量権の範囲に属するものである。ただ、法第216条は「歳入歳出予算は、歳入にあつては、その性質に従つて款に大別し、かつ、各款中においてはこれを項に区分し、歳出にあつては、その目的に従つてこれを款項に区分しなければならない。」と定め、支出のための予算は、市の事務を処理するために必要な経費を計上するものであり、事業の目的に応じた予算

費目である款・項に計上すべきことは当然のことである。

本契約に基づく支出費目について、市は、「総務費（款）/総務管理費（項）/政策調整費（目）/報償費（節）」（以下「総務費の報償費」という。）及び、「衛生費（款）/保健衛生費（項）/成人保健事業費（目）/報償費（節）」（以下「衛生費の報償費」という。）としている。ところで、本件事業の予算措置とされる政策調整費は、年度途中に起こり得る特命事項、時機に即した事業の実施や政策立案に係る調査等に対し、柔軟に対応するため予算計上されているものであり、もともと政策的性質の強い予算体系となっている。なお、政策調整費については、議会による予算議決により確定しているものである。

本年度予算額のうち、100万円については、当該事業実施の段階において、もともとの具体的な予算執行の予定はなかった。他方、本件事業は、「とれたて名張交流館」の営業開始に併せて実施することとしたものであり、実施について、始期が限られていた事業ということが出来る。そうすると、本件事業について、政策調整費をもって予算措置とすることは、時機に即した事業の実施に対応するという政策調整費の予算計上の理由に合致するものである。そして、各款に振分けて予算を計上するのではなく、政策調整費の費目で支出すること自体は、その目的に応じた予算費目として逸脱しているものとはいえず、違法性があるとはいえない。

請求人は、請求人の主張する、あるいは請求人が市が主張すると仮定する、実施要領に掲げる本事業の目的をもって、その事業目的とそれに対応する支出について、次の支出予算費目の性質の妥当性を挙げている。

- ・市民の健康増進 ...衛生費（款）/保健衛生費（項）/成人保健事業費（目）
/使用料及び賃借料（節）
- ・本施設の利用促進...商工費（款）/商工費（項）/商工総務費若しくは商
工業振興費（目）/（節については明記せず）
- ・市有地の有効活用の安定継続、地場製品の販売促進
...（随意契約の違法性を取り繕うためのこじつけであ
り、考慮に値しない）
- ・地域福祉の推進 ...衛生費（款）/保健衛生費（項）/成人保健事業費（目）
/使用料及び賃借料（節）
- ・観光及び産業振興...商工費（款）/商工費（項）/観光費（目）/使用料及
び賃借料（節）

請求人は、事業目的に対応する請求人が妥当とする予算の費目を挙げ、それぞれの節は使用料及び賃借料をもって予算計上すべき費目としているが、予算の費目を使用料及び賃借料と限定する根拠については明示しておらず、そもそも使用料及び賃借料とは、一般的に賃貸借契約に基づいてその対価として支払われる金銭とされているが、本契約は賃貸借契約ではなく、それに

類する契約でもないことから、使用料及び賃借料が妥当とする請求人の主張は理由がない。さらに、先にも述べたが、本施設の利用促進を事業の目的と位置づけ、それについての支出費目の妥当性について述べてもいるが、本施設の利用促進は事業の目的ではなく、目的達成の手段であるからそれを目的とすることは理由がない。

なお、請求人は衛生費については、節以外は妥当としているため、款の妥当性についてはここでは言及しない。

ウ 予算の流用の適否

本契約に基づく支出行為は、総務費の報償費及び衛生費の報償費の費目においてなされている。

本費目における支出について、請求人は、総務費の支出については、本来衛生費又は商工費の予算費目である支出を、総務費に計上される予算により支出し、そのことは款・項を亘る予算執行に当たり、予算外支出であると主張している。また、衛生費の報償費については、既決予算からの支出ではあるが、本来、臨時職員の給与費であるとの説明のもと議決承認されたものであり、本来の目的から逸脱した支出は予算外支出であると主張している。

まず、総務費の支出について検討する。総務費の費目での支出の適否については前述のイのとおりである。請求人は本来支出すべき費目での支出でないことを挙げ、そのことをもって総務費の支出が款・項を亘る予算執行であるとしているが、そもそも請求人が本来支出すべきとしている費目が本事業目的では予算上存在しておらず、請求人の主張する款・項を亘る予算執行の事実が見当たらない。また、請求人が本来支出すべきとしている本事業目的での費目自体が架空の費目であって、存在がないことは、法第 220 条第 2 項及び名張市予算の編成及び執行に関する規則（昭和 51 年 8 月 1 日規則第 28 号）の規定に違反する予算の流用にも当たらず、請求人の主張は理由がない。

次に、衛生費の報償費における支出については、そもそも生活習慣病予防重点プロジェクト事業の一環として計画した本件優待券の配布に係る予算として平成 24 年度 6 月補正予算に衛生費の補助金で計上し、その後の精査により報償費としての支出が妥当と判断したことから、補助金から報償費への流用を予定したところ、平成 24 年度当初予算において報償費で予定していた全額について別途の予算措置ができたため、まずは不用となった当該既決予算から支出し、不足が生じた場合のみ補助金から報償費へ流用することとしたものである。

確かに当初予算で既決された報償費は、家庭訪問等による生活改善指導を臨時雇用の保健師により対応するための予算であり、本支出は当初の目的とは異なる支出といえる。しかしながら、当初予定していた報償費に計上した経費については、国民健康保険調整交付金（保健事業分）の交付内定を受け

たことで、当初予定していなかった別途の予算措置ができ、結果として既決予算は予算上不用となり、残額が生じた。本来、本支出は補助金から報償費へ支出費目を変更したことから、補助金から報償費へ流用の必要が生じたが、既決予算に残額があるため、まずは既決予算から支出することとなった。しかし、そのような手法は財務会計上、いわば、同一節内の流用を行ったようなものであって、法第 149 条第 1 項第 2 号の規定によると、普通地方公共団体の長は予算を調製し、及びこれを執行することとされていることから、予算の執行権は市長に専属しており、法第 220 条第 2 項において、同一項内での予算の流用が市長の権限として認められている以上、同一節内の流用は違法とはいえず、それに類する本支出についても違法とまではいえない。

なお、請求人は、各種の裁判例を挙げ、「実質的に議会による予算統制の潜脱となるような違法な予算執行を許容するに等しい結果をもたらすような執行」を裁量権の逸脱・濫用として許さないとする裁判例（福岡高等裁判所判決平成 23 年 5 月 24 日）や公益上の必要性で判断する裁判例（東京地方裁判所判決平成 8 年 2 月 28 日）、「予算成立時には想定し得ない事情の変更が生じ、予算の円滑且つ効率的な執行を行うための措置としてその必要性が認められる場合についてのみこれを行い得るにすぎないと解すべき」とする裁判例（岐阜地方裁判所判決昭和 59 年 4 月 25 日）などを示し、予算の流用の適法性は、これらの裁判例を判断基準として判断されるべきとしている。

請求人の示す裁判例の範囲は法解釈上の原則論を示している部分であり、当然、その原則に基づき予算の流用を行うべきである。

本件支出についてみると、本件優待券配布による事業予算としては、同一目内の衛生費の補助金で計上済みであること、執行部において、報償費への流用が妥当であると判断したこと、報償費について、余剰が生じ、これを利用することができる状態となっていたこと、したがって、これを利用したものであるところ、補助金（なお、報償費へ流用する予定であった）としてすでに議会の予算議決を経ているものについて、余剰の生じた報償費を充てるべく流用したものと見えるから、予算議決を潜脱するようなものとは評価できず、裁量権の逸脱・濫用があったものとはいえない。よって、請求人の主張は理由がない。

また、本契約における支出については、市長自ら事業開始前に市議会議長に説明を行っていることからすれば、議会を無視して事業を推し進めようとしたとは推察できず、上記裁判例でいう違法な予算執行をしたとはいえず、市長の裁量権の逸脱・濫用があったとまではいえない。

さらに、市は、本事業は当該温浴施設とあわせ「とれたて名張交流館」の集客の向上に繋がるものであり、地域福祉の推進、市民の健康増進及び雇用の場の確保はいうまでもなく、「とれたて名張交流館」の安定的な運営と生産

者の活力向上による観光・産業の振興、更には市有地の有効活用の安定継続による賃料や税収の安定確保に寄与するなど、大いに公益性のある事業と判断しているとしている。このような事業の趣旨からしても、公益性の大小はともかくとして、市長の利益のための事業とは推察できず、公益性もなく、流用の必要性が認められない支出とする理由はなく、市長に裁量権の逸脱・濫用があったとは解しがたい。

以上のとおり、「1 請求の要旨(2)」については、請求に理由がない。

(4) 本件優待券の配布対象者の決定方法の違法性及び不当性について

請求人は、本件優待券の配布行為自体が、請求人の主張する法の一般原則等に反し違法・不当である旨主張する。他方、請求人は、本件優待券の配布行為それ自体が違法・不当であると主張しながら、本件優待券の配布行為自体が、財務会計上の行為であることの主張をしない。

監査委員による監査の対象は、法第242条に定めるいわゆる「財務会計上の行為」に限られるところ、本件優待券の配布行為は、本件事業の実施の一環であるものの、配布行為それ自体は財務会計上の行為ということはできないから、監査の対象ではなく、本来却下されるべきものである。

ただ、請求人の上記主張は、本件優待券の配布行為の違法性・不当性によって、本件事業に伴う財務会計上の行為が違法・不当の評価を受けるとの主張とも読める。

本件優待券の配布対象者の決定方法について、請求人の主張は「1 請求の要旨(3)」のとおりである。

一方、市は、実施要領の事業の目的に基づき、限られた予算を効果的に活用するため、団体の事業等における施設利用の促進等による幅広いPR効果に期待し、事業目的に沿った関係団体等を対象に限定して配布することとして配布先を定め、配布を開始したとしている。

これらのことを踏まえ、本件優待券の配布対象者の決定方法の適否について検討する。

請求人は、請求の要旨等において「名張市民の健康増進を唯一の目的とする本契約の趣旨に大きく反する配布行為」としているが、上述(1)のとおり、配布行為は実施要領に基づくものであり、実施要領に定める目的ないし対象事業等に照らして、配布方法を決定したとの市の説明に矛盾はなく、また、そもそも市民個人々人を対象とした事業でない以上、本件優待券の存在を広く知らせる行為がなかったことについても矛盾がない。

さらに、請求人は、本件優待券の配布先の選択の恣意性、不平等性、不公正性、不透明性が顕著であると主張しているが、上記のとおり目的に応じた配布をしており、恣意的に配布しているものではなく、そのことをもって直ちに違法、不当とはいえず、また、配布先の決定に際して、市長の利益誘導

のために選定したと認めるに足りる証拠もない。

なお、事業の実施に至るまでの決定行為が議会に諮られることなく、密室で行われたとの主張をしているが、事業の決定に際して確かに市議会の本会議等に諮った事実は見出せない。しかし、事業の開始に当たって、市長が市長の立場で市議会議長室に出向いて事業の説明を行っていることからすれば、市長が内密裏に事業を進めようとする意思があるとはいえず、また、後日、議長から各会派の代表者で構成される市議会運営委員会に報告している事実からみれば、市長から議長に内密の依頼をしたわけではないことも推認でき、請求人の「密室」との指摘は相当でないと判断する。

よって、「1 請求の要旨(3)」については、請求に理由がない。

以上の結果、本件請求は監査委員の合議により棄却が相当と判断する。

< 教示 >

請求人から提出される住民監査請求は、住民訴訟の前置主義として位置づけられております。したがって、監査委員の監査結果等に不服があるときは、法第242条の2第2項の規定に基づき、30日以内に住民訴訟ができることとなっております。